

閱覽用

令和2年 第3回
神崎市農業委員会総会 議事録

令和 2年 3月 4日
神崎市農業委員会

令和2年 第3回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年3月4日(水) 午前9時30分開会

2. 開催場所 神崎市役所3-3会議室

3. 出欠者の状況

出席委員 13名

欠席委員 0名

傍聴者 1名

議席番号	役職	氏名	出欠
1	会長	西村 睦雄	出
2	副会長	末吉 利文	出
3	委員	城野 芳春	出
4	委員	野田 豊	出
5	委員	八谷 敏	出
6	委員	中原 和之	出
7	委員	樋口 光輝	出
8	委員	國部 善典	出
9	委員	森田 壽春	出
10	委員	福田 省二	出
11	委員	田淵 晃敏	出
12	委員	真島 満	出
13	副会長	吉浦 文雄	出

4. 議事日程

○日程第1 議事録署名委員の指名

10番 福田省二委員 11番 田淵晃敏委員

○日程第2 会議書記の指名

事務局長 山口秀利 係長 大隈裕次

○日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 4件

議案第2号 農地法第5条第4項の規定による協議に係る農業委員会の意見について 1件

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について 24件

- 議案第6号 農振除外申請に伴う事前審査について 2件
議案第7号 農地売買等特例事業における農地の単価設定の見直しについて
1件
議案第8号 別段の面積の設定について 1件
議案第9号 神崎市空き家等に付随する農地の別段面積 取扱基準の設定に
ついて 1件
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 3件

追加議案第1号 神崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する
指針」について

5. 説明のため出席した職員

【農業委員会事務局職員】

事務局長 山口秀利
農政農地係 係長 大隈裕次
農政農地係 主事 藤原 碧

【農政水産課職員】

農政水産課 主事 山田昇平

6. 会議の概要

(開会)

事務局長

皆様、おはようございます。

本日はご多忙の中、本総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

着席して、議事を進めさせていただきます。

令和2年 第3回神崎市農業委員会総会の開催にあたり、西村会長よりご挨拶
をお願いいたします。

(会長挨拶)

会 長

皆様、雨の中おいでいただきましてありがとうございました。

なんか今の、この日本の在り方が、ちょっと学校休めとかコロナウィルス関
係でえらいことになって、経済関係もちょっと落ちてきている。

ただ、野菜関係も、ひところちょっと安かったんですけども、中国から物
が入ってこなくて、またいくらか平年くらいに戻したというような、大変な季
節といいますか、大変なことになってしまいました。

それでは、只今から令和2年第3回の神崎市農業委員会総会を開催します。

(総会の成立)

事務局長

それでは、本日は全員ご出席ですので、定足数に達しておりますので、本日
の総会は成立いたします。

(議長登壇)

事務局長

これより議事に入りますが、神崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

西村会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、お手元の総会次第に沿って、議事を進めます。

○日程第1 議事録署名委員の指名

神崎市農業委員会 会議規則 第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、10番 福田委員と 11番 田淵委員を指名します。

よろしくお願いいたします。

議長

○日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記は、事務局の山口局長、大隈係長を指名します。

議長

○日程第3 付議事件

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について 4件

議案第2号 農地法第5条第4項の規定による協議に係る農業委員会の意見について 1件

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について 24件

議案第6号 農振除外申請に伴う事前審査について 2件

議案第7号 農地売買等特例事業における農地の単価設定の見直しについて 1件

議案第8号 別段の面積の設定について 1件

議案第9号 神崎市空き家等に付随する農地の別段面積 取扱基準の設定について 1件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について 3件

そして、追加議案第1号 神崎市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」について 1件

以上、10議案の41件と、1報告の3件です。 ご審議、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議 長

只今から議事に入りますが、質問のある方は、挙手をして、指名を受けてから、必ずマイクを通して、議席番号、お名前の後に発言されるようお願いいたします。

(議案第1号、受付番号1番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

それでは、議案書の1ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。

受付番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に説明】

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

それでは、受付番号1番、申請地の所在は神埼町志波屋字〇〇 〇〇番の畑1筆の378㎡です。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりであります。権利の内容は所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定済みであり、農地区分は、宅地化の状況が住宅地などが連たんしている区域に近接する10ha未満の農地の区域で、第2種農地と判断されます。

転用許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るとなります。位置図などは3ページと4ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については金融機関の残高証明書が添付されております。その他行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

受付番号1番について、地区担当委員の10番 福田委員のご意見をお願いします。

10番 福田委員 【地区担当委員の意見】

おはようございます。10番の福田です。1号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区です。

申請内容につきましては、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の古澤推進委員とともに、2月27日に現地の状況や転用の内容を調査しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されております。そして地区の同意もありますので、問題は無いと思います。みなさま方のご審議をよろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。 よろしいですかね。

(なしの声あり)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。

(議案第1号、受付番号1番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。

議案第1号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第1号、受付番号2番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第1号 農地法第5条関係)

議 長

次に、受付番号2番を審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に説明】

受付番号2番、申請地の所在は神埼町城原字〇〇 〇〇番の畑1筆の652㎡です。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などについては記載のとおりです。 権利の内容は所有権の移転で、農振除外は令和元年12月に決定済みでありまして、農地区分は、宅地化の状況が住宅地などが連たんしている区域に近接する10ha未満の農地の区域ということで第2種農地と判断されまして、転用許可基準としましては周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るとなります。

位置図などは5ページと6ページに添付をしております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については金融機関の残高証明書が添付されてあります。 その他行政庁などとの必要な事前確認は済んでいて、周囲に支障が無いよう計画されております。 説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。 受付番号 2 番について、地区担当委員の 6 番 中原委員のご意見をお願いします。

6 番 中原委員 【地区担当委員の意見】

おはようございます。 6 番の中原です。 1 号議案の受付番号 2 番の申請は私の担当地区です。

申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の佐藤推進委員とともに、現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように設計等されており地区の同意もありますので、問題は無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか。 よろしいですかね。

(なしの声あり)

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。

(議案第 1 号、受付番号 2 番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。

議案第 1 号、受付番号 2 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第 1 号、受付番号 3 番の申請者が入室、着席を確認)

議 長

次に 2 ページの受付番号 3 番を審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第1号、受付番号3番を議案書を基に説明】

受付番号3番、申請地の所在は神埼町枝ヶ里字〇〇 〇〇番の田 外3筆の計950㎡です。その内農地については2筆920㎡となっております。

転用の目的や理由、譲渡人、譲受人、施設の用途や資金などは記載のとおりです。

権利の内容につきましては所有権の移転で、農振除外は平成23年12月に決定済みであり農地区分については、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしていることから第3種農地に該当し、転用許可基準としましては、許可し得るとなります。

位置図などにつきましては、7ページと8ページに添付しております。

その他申請に必要な書類として、土地利用計画図等があり、資金については金融機関の残高証明書があり、行政庁などとの必要な事前確認は済んでおりまして、周囲に支障が無いよう計画されております。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。受付番号3番について、地区担当委員の5番 八谷委員のご意見をお願いします。

5番 八谷委員 【地区担当委員の意見】

おはようございます。5番の八谷です。1号議案の受付番号3番の申請は私の担当地区です。申請内容については、事務局の説明のとおりです。

私も、地区担当の田中推進委員とともに、2月25日に現地の状況や転用の内容を確認しましたが、申請地は、事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もありますので、問題無いと思います。

みなさまのご審議をよろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。はい、真島委員どうぞ。

(質疑・応答)

12番 真島委員

12番の真島ですけど、これは質問というよりもですが、農地の場合は、農地を農地としてのある程度の基準ってあると思いますが、価格とかですね、農地の価格。

こういったような〇〇の場合とか、そういった場所とか状況にもよりまじょうけども、その価格についての標準的なものっていうのはぜんぜんないわけですかね。あくまで売り手と買い手との売買契約による価格の設定っていうことでいいですね。

事務局

今のご質問につきましては、最後に真島委員が言われましたとおり相対での契約となりますので、価格がいくらからいくらというような、標準的なもの示したりというようなことはないですね。

12番 真島委員

わかりました。

議長

他にございませんか。 よろしいですかね。
(ありませんの声あり)

議長

それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。
申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。
(議案第1号、受付番号3番の申請者の退室を確認)
(採決)

議長

これより採決します。 議案第1号、受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議長

全員賛成であります。 よって本案は許可するとし、県へ進達することに決定します。

(議案第2号 農地法5条第4項の規定による農業委員会の意見)

議長

次に、議案書の9ページをご覧ください。
議案第2号、農地法第5条第4項の規定による協議に係る農業委員会の意見について議題とします。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第2号を議案書を基に説明】

では議案第2号、農地法第5条第4項の規定による協議に係る農業委員会の意見についてご説明いたします。

今回の案件につきましては、神埼高校の移転改築に伴い、計画地となる現在の神埼清明高校の学校敷地に隣接する里道の幅員が狭いことから、幅員確保のために隣接農地の所有者から農地3.31㎡を所有権移転により取得し、代替地として同所有者と隣接する学校敷地の同面積を農地所有者が取得する内容となっております。

一応参考までに今回の行為に関しましては、佐賀県教育庁教育総務課に確認したところ、土地の交換となることから、ここに記載しております全体事業費の他には費用はかからないとのことであります。

そこで、佐賀県が取得する土地につきましては、佐賀県教育庁教育総務課より佐賀県農林水産部農山漁村課を通じて、国又は県などが農地を農地以外のものにするため、これらの土地について権利を取得などしようとする場合においては、県知事などとの協議が成立することをもって許可があったものとみなす、という農地法第5条第4項の規定に基づく佐賀県知事との協議が行われますけれども、この協議を成立させるためには、同法第5条第5項に、都道府県知事などは、前項の協議を成立させようとするときは、あらかじめ農業委員会の意見を聴かなければならない、という規定があります。それにより今回、神崎市農業委員会の意見を求められたものです。

それでは1ページ目をご覧ください。

受付番号1番、申請地の所在は神埼町本告牟田字〇〇 〇〇番の一部の田3.31㎡で、転用の理由や、譲渡人、譲受人、施設の用途などにつきましては記載のとおりです。

神崎市農業委員会の意見を受けた後、佐賀県教育総務課は速やかに農地法第5条第4項の規定に基づく佐賀県知事との協議によって、申請地を学校用地として取得する予定であります。神埼高校の移転改築の完了は令和2年6月を予定されております。

申請地につきましては農振除外は決定済みで、農地区分は、宅地化の状況が住宅地などが連たんしている区域に近接する10ha未満の農地の区域であり、第2種農地と判断され、許可基準は農地法第5条第4項の規定に基づくものとなります。

10ページに位置図を、11ページに県より提供された地籍測量図を資料として添付しています。ご確認いただき、ご協議、ご意見をお願いします。

ここで申し訳ありません。訂正がありまして、議案書の9ページをご覧ください。転用の着工予定が平成30年3月となっておりますが、これが令和元年5月にご訂正願います。そして完了予定が平成33年8月となっておりますが、こちらを令和2年6月にご訂正をお願いします。誤っておりましたので訂正をお願いいたします。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

私から事務局に聞きたいんですがいいですか。図面では、ここはこっち(東)の道路から入れるようになるわけでしょ。

事務局

農地に一部を取得して里道の幅員確保を行って、同じ面積の県有地と交換することで合意したということです。

議 長

そう。それがこの黒い部分ですね。こっちは道を拡げることになるっていうことですね。皆さんは、この図面でお分かりになりましたかね。

はい、國部委員よりどうぞ。

8番 國部委員

8番の國部委員ですけども、3.31㎡ですから1坪ですよ。1坪を交換という形でやられるわけですけども、この交換する場所のところに家のあつですけど、譲渡人はこの家の人ですか。

2番 末吉副会長

その人は元職員で、そこはその人の土地で、そこに喫茶店のあつて経営させよつとですもんね。まだ店はしよつたよね。

事務局

そうですね。同じ面積の県有地と交換することを合意されたとのこと。

8番 國部委員

たった1坪けん全くですね、利用用途の全くなかごたっけんですねえと思うて、ちょっと聞きました。わかりました。

事務局

あらためて議案書の11ページをご覧ください。今回の申請地が①で表示してあると思います。この下に細い里道がはしっておりまして、その農地の一部を取得して里道の幅員確保を、緊急車輛の通行にも影響が無いようにしたいので幅員を拡げたいというのが県の趣旨であります。

その上の方に、北側に県有地②で、これは分筆まで終わっているそうです。

その同じ面積を同じこの土地の地権者の方、譲渡人と協議の上交換という形で処理をしたいという趣旨でありました。なので、費用というか土地代とかはかからないということでもあります。以上よろしくお願いします。

議 長

はい、田淵委員どうぞ。

11番 田淵委員

すいません11番の田淵ですけど、係長ですね、この里道って1坪ですね、こいば幅員ば広げて、ここから車入らるつと？

事務局

はい、この里道は細いんですけど道路の形態は擁しているようです。隣の鶴田地区から入るような形だったと思います。

1 1 番 田淵委員

なるほど、そうなんですね。

議 長

だから入りにくいんで、交換して取得して広げるってことなのでしょう。角っちょのそこだけでも広げると、ずいぶん通りやすくなるんでしょう。

1 1 番 田淵委員

そうですね。 はい、わかりました。

議 長

よろしいですかね。 他にないでしょうか。 よろしいですね。
(異議なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。 質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決します。 議案第 2 号について、承認する方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員賛成であります。 よって本案は、異議なしの意見を添えて県へ回答することにいたします。

(議案第 3 号、受付番号 1 番の申請者が入室、着席を確認)

(議案第 3 号 農地法第 4 条関係)

議 長

次に、議案書の 1 2 ページをご覧ください。 議案第 3 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について議題とします。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第 3 号、受付番号 1 番を議案書を基に説明】

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について説明いたします。

受付番号 1 番、申請地の所在は神埼町尾崎字〇〇 〇〇番の畑 1 筆の 6 1 1 m²です。 転用の目的や理由、施設の用途や資金につきましては記載のとおりです。

また、農振除外につきましては、令和元年 1 2 月に決定済みであり農地区分については、申請地は、概ね 1 0 ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第 1 種農地に該当し、用地選定を行った上で、住宅で集落に接続して設置されるものとなり、許可されます。 位置図などにつきましては 1 3 ページと 1 4 ページに添付しております。

申請に必要な書類として、土地利用計画図があり、行政庁などとの必要な事前協議は行われていて、排水処理や被害防止についても周囲に支障が無いよう計画されていて地区の同意もあり、問題ないと思われれます。 説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。 受付番号1番について、地区担当委員の4番 野田委員のご意見を申し上げます。

4番 野田委員 【地区担当委員の意見】

4番の野田でございます。 3号議案の受付番号1番の申請は私の担当地区でございます。

申請内容については、事務局の説明のとおりでございます。

私も、地区担当の平尾推進委員とともに、2月29日に現地の状況や転用の内容を確認しました。

申請地は、生活上の事業目的に適していると思われる土地で、周囲の営農に支障が無いように計画されており地区の同意もございますので、問題は無いと思われまます。 みなさまのご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(ありません、異議なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。 よろしいですかね。 質疑ありませんかね。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

申請者は退出をお願いします。 おつかれさまでした。

(議案第3号、受付番号1番の申請者の退室を確認)

(採決)

議 長

これより採決します。

議案第3号、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり許可することに決定します。

(議案第4号 農地法第3条関係)

議 長

次に、議案書の15ページ、16ページをご覧ください。

議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。

まず先に、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件について審議します。

〇〇番 〇〇委員が議事参与の制限を受けますので、〇〇委員の退室を求めます。
(〇〇委員の退室を確認)

議 長

それでは、受付番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号、受付番号3番を議案書を基に説明】

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

受付番号の3番は、所有権の移転で、申請理由などは記載のとおりです。申請地の位置図を19ページに添付しています。

この申請は、農地の全部の効率的耕作要件、経営面積の下限面積要件、農作業などへの常時従事要件、農地の集団化、農作業の効率化など地域との調和要件を満たしていて、農地法第3条第2項の各号にある不許可の要件に該当せず、許可基準を満たしているものと思われま

す。添付資料の説明をさせていただきます。19ページの位置図ですが、申請地は図の中央にあります矢印で示した農地でございます。申請者の自宅に隣接した農地でございます。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。9番森田委員どうぞ。

(質疑・応答)

9番 森田委員

9番の森田ですけど、これは、隣の農地は同じ持ち主ですか。

事務局

はい、そうです。

9番 森田委員

それならよかばってん、たった3畝ばねえ、何で買いなつたやろかね。

議 長

森田さん、よかったですかね。わかったですかね。

9番 森田委員

よかですよ。了解しました。

議 長

はい、他にはありませんかね。よろしいですかね。

(なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第4号、受付番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり許可することに決定します。 それでは、〇〇委員の入室を許可します。

(〇〇委員の入室、着席を確認)

議 長

それでは、議案第4号、受付番号3番を除く1番から5番までを審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第4号を議案書を基に説明】

受付番号3番を除く1番から5番は、所有権の移転で、申請理由などは記載のとおりです。 申請地の位置図を17ページから19ページを除く20ページに添付しています。

これらの申請は、農地の全部の効率的耕作要件、経営面積の下限面積要件、農作業などへの常時従事要件、農地の集団化、農作業の効率化など地域との調和要件を満たしていて、農地法第3条第2項の各号にある不許可の要件に該当せず、許可基準を満たしているものと思われまます。 説明は以上です。

すいません。 ひとつ補足をさせていただきますが、16ページの受付番号4番と5番についてですけれども、こちらは、お互いに農地の交換を行うような申請をされていらっしゃいます。 いずれも〇〇地区です。 以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

(異議なしの声あり)

議 長

何かご質疑はよろしいでしょうか。 あっ、真島委員どうぞ。

12番 真島委員

あっ、すいません、12番の真島ですけれども、ちょっとすいません。 あの4番と5番とこれ「贈与」と書いてあっでしょう。 なんか贈与って書いてあっささい、一般的な贈与を想定してさい、ああ、タダでやいなっばいねって思うけん、ここは贈与って書かんば理由のあって思うばってん、括弧して(交換)ってしてもろうとった方がわかりやすいのかなって思うんですが。

移動する権利とその理由ってどこ見っぎ、この交換を行うってわかっばってんが、ぱっと見っぎんた、対価、賃料等のところに「贈与」って書いてあっでしよう。こい一般的に贈与っていうぎんた、タダでやっとば贈与って言いますよね。だから贈与って書かんば理由のあって思うけんがですけど、括弧して（又は交換）って表記してもろうた方が、ぱっと見て私たちとしてはわかりやすいのかなっていう意見です。

事務局

すみません、先ほど説明で交換ってさせていただいたんですけども、あくまで、もうお互いからの贈与の申請ということで、今回受付を…

12番 真島委員

あっそれ、ほら、登記すつ時の目的んところが贈与って表記をすつたいね、一般的に、登記すつ時にね。

ただ私たち一般的にさ、「贈与」って言うても日頃のあいからいうぎんたさ、タダでやるのを贈与って言うけんが、括弧してでも（交換）ってしてもろうた方がわかりやすいつて、私は思うんですけどね。それはその、最終的には事務局にお任せしますけど。

議長

これは、事務局の方はどうなんですか。今、真島さんの言われた、これは交換にあたると？ それとも贈与にあたる？ 贈与にあたる。

12番 真島委員

（発言あるも、マイク未使用で録音できず）

事務局

もちろんです。登記も変えられます。

12番 真島委員

（発言あるも、マイク未使用で録音できず）

議長

それならば、事務局の書き方としては贈与として書いた方がいいということなんでしょ？

12番 真島委員

すみません、お任せします。あくまで、こいは個人の見解ですから。

議長

はい、よろしいですか。他に質疑ありませんか。よろしいですかね。質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 議案第4号、受付番号3番を除く1番から5番までについて、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり許可することに決定します。

(議案第5号 基盤強化促進法第18条第1項 利用権設定関係)

議 長

次に、別冊の議案第5号をご覧ください。 議案第5号、農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について議題とします。 1ページの総括表について、事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書の総括表を基に説明】

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画、利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第17条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法18条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

ではまず、総括表により説明しますので議案書の1ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表

神埼町 新規3件、再設定1件、計4件、内訳は田17筆29, 477㎡、畑1筆506㎡、計18筆29, 983㎡

千代田町 新規2件、再設定3件、計5件、内訳は田11筆21, 152㎡

脊振町 新規6件、再設定9件、計15件、内訳は田56筆64, 462㎡、畑2筆303㎡、計58筆64, 765㎡

神崎市 合計24件、内訳は田84筆115, 091㎡、畑3筆809㎡、計87筆115, 900㎡、となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定された各要件を満たしていると考えます。 総括表による説明は以上です。

議 長

只今、総括表の説明が終わりました。 次に、2ページの農用地利用集積計画、神埼町新規の番号1番から3番について審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書2ページの、神埼町新規1番から3番の申し出について説明します。

左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名、設定の利用目的、設定期間となっております。

設定する内容は、田14筆26, 452㎡となっております。その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。

(異議なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。

農用地利用集積計画、神埼町新規の番号1番から3番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、3ページの農用地利用集積計画、神埼町再設定の番号1番について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書3ページの、神埼町再設定1番の申し出について説明します。

設定する内容は、田3筆3, 025㎡、畑1筆506㎡、計4筆3, 531㎡となっております。その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。

(ありませんの声あり)

議 長

はい、質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、神埼町再設定の番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、4ページの農用地利用集積計画、千代田町新規について審議しますが、番号2番は〇〇番 〇〇委員が議事参与の制限を受けますので、〇〇委員の退室を求めます。

(〇〇番 〇〇委員の退室を確認)

議 長

それでは、番号2番について事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書4ページの、千代田町新規2番の申し出について説明します。

設定する内容は、田3筆4，168㎡となっております。その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですね。

(異議なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町新規の番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成であります。よって本案は、原案のと

おり決定します。 それでは、〇〇委員の入室を許可します。

(〇〇番 〇〇委員の入室、着席を確認)

議 長

次に、農用地利用集積計画、千代田町新規の番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書4ページの、千代田町新規1番の申し出について説明します。

設定する内容は、田4筆8, 343㎡となっております。 その他の内容につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

はい、それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。 農用地利用集積計画、千代田町新規の番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、5ページの農用地利用集積計画、千代田町再設定の番号1番から3番を審議します。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書5ページの、千代田町再設定1番から3番の申し出について説明します。

設定する内容は、田4筆8, 641㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいですかね。

(異議なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、千代田町再設定の番号1番から3番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、6ページの農用地利用集積計画、脊振町新規の番号1番から6番について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書6ページの、脊振町規1番から6番の申し出について説明します。

設定する内容は、田11筆10,821㎡となっております。その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

はい、事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんか、よろしいですかね。

(異議なしの声あり)

議 長

はい、質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、脊振町新規の番号1番から6番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

議 長

次に、7ページの農用地利用集積計画、脊振町再設定の番号1番から9番について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第5号、議案書を基に説明】

議案書7ページの、脊振町再設定1番から9番の申し出について説明します。設定する内容は、田45筆53,641㎡、畑2筆303㎡、計47筆53,944㎡となっております。

その他の内容につきましては記載のとおりです。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

それでは、質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議 長

これより採決します。農用地利用集積計画、脊振町再設定の番号1番から9番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり決定します。

(農政水産課 入室)

(議案第6号 農振除外申請事前審査関係)

議 長

次に、別冊の議案第6号をご覧ください。議案第6号、農振除外申請に伴う事前審査について議題とします。議案書に基づき、農政水産課の説明を求めます。

農政水産課 【議案第6号、議案書を基に説明】

農政水産課の山田と申します。座って説明させていただきます。

議案第6号、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により神崎市農振除外申請に伴う事前審査について説明いたします。

1ページの農振除外申請に伴う事前審査総括表をお開きください。

千代田町の2件の申請となっております。

説明につきましては、総括表の項目順に番号、地区名、変更理由、地目、面積の順にしたがって説明をさせていただきます。

なお、申請人、申請地番、資料ページ数については記載のとおりとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

1番は、千代田町〇〇地区の〇〇として、田8筆で、面積8,984㎡となっております。

2番は、千代田町〇〇地区の〇〇として、田14筆、畑1筆で、面積39,783㎡となっております。

詳細については、添付資料の確認をお願いします。 神崎市農振除外申請による説明は以上です。

議 長

農政水産課の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 何かご質疑ありませんか。

ちょっと皆さん、あらためて議案資料をご確認いただけてください。

(質疑・応答)

(しばし時間が経過する)

議 長

私からですが、農政水産課の方にちょっとお聞きします。

先日現地視察に行ったときにですね、この企業さんがあと300人ほど募集をかけるとか、こっちの方の〇〇の関係で、385号線が混むんで、今度の申請がかかったところの信号ですね、その信号への道路を出入りに利用するようにしたら交通事故が防止できるよというような話をちょっとしたんですがね。

あの話はまだ先にはいってないわけでしょ。 農政水産課の方から、何か向こうへとしての要請事項としての話をされたんですかね。

農政水産課

申請者に対してですね、先だっけのお話をお伝えしております。 それについて、信号とかに関しては、ちょっと申し訳ありませんが農政水産課ではなく建設課とかになりますので、はっきりとしたお答えはいただいておりますが、先だっけご指摘いただきました道路の拡張とかですね、あるいは橋を架けられるとかという点についてはお伺いしております。

番号1番の申請については、今のところ橋を架ける予定はないというところでございます。

もうひとつの番号2番の申請敷地内に水路が挟まっているところでございますが、そこについては橋を架ける可能性はあるということでございます。

また道路の拡幅については、拡幅も視野に入れた検討をしているということを伺っております。

議 長

あの、今の説明はですね、議案書の13ページをご覧ください。 この申請地の真ん中に水路が通っているんですよ。 左側に国道385号線があって、この申請用地が農業用水路が真ん中を通ったところに2箇所あるんですね。

ここに橋を架ける可能性があるというような検討をされるっていうことで

しょ？　そういうとこまで踏み込んでされたんですか。

農政水産課

はい、ここの中央の水路に橋を架ける検討はしているということでございます。

議　長

はい、わかりました。　ここが橋架けんと、どうにもトラックでも行けんでしょう。真ん中に水路が、もちろん埋めてしまったら農業用水路が全然効かんようになってしまうでしょうね。　架けんと仕事できんと思うね。

そして、拡張も一応視野に入れていて、さっきの信号のどこの、前の道路のどこの。

農政水産課

はい、左様でございます。　地元要望を踏まえまして検討していきたいということでございます。

議　長

はい。　あそこは市道？それとも県道になってるかね。　県を含めたどこの検討？　それとも市とこの申請業者さんとの検討に入るってということなんですかね。

農政水産課

ええっと、あくまで業者のみでの検討ということでございます。　ですので、もし地区からの強い要望があった場合は、それについて検討していくということでもございました。

議　長

うんうん、そういうこと…。

(ここで、各委員でしばし意見交換があり、少し時間が経過する。)

議　長

えっと、要請をかけたのはですね、ちょっと委員の皆さん、補足説明してもいいですかね。　委員さん、ちょっと補足説明してもいいですかね。

あの、385号線沿いに今回申請の番号1番の企業があるんですよ。　そこで、もっと従業員を300名ぐらいになすような計画があるそうなんですよね。

そこで、〇〇が足りないんで隣接の田んぼに〇〇をつくるといったときにですね、そんな時に300人も400人も出たら、この385号線がめちゃくちゃ混むんですよ。　会社が一緒になっとならどわっと出たらですね。　交通事故とかなんか発生する恐れもあるもので、

そして、次のこの工場団地をつくるところに信号があるんですよ、アニーの方から、佐賀の方から来た道路の信号がですね。　だから、その信号を利用

して会社から出るときの時間帯はそっから出るとね、信号通して出るんで、交通事故関係がですね、もちろん385号線もいづらか混まないようになると思うんで、そっちの方を使うようにと、そのような話を要請したわけなんですね。

もちろん地元も人も、交通事故なんかあって、いっぱいあったらですね嫌うけんですね、そういう問題が起こらないように、なるだけ信号にある道路を通して〇〇から出るようにと。信号の前にこの〇〇ができるんですから、番号1番の〇〇がですね。

農政水産課の方、間違いはないですね。そういうことでよろしいですかね。

農政水産課

信号等につきましては、まだはっきりした答えはいただいていない訳でして…。

議 長

ただ、要請はしたんでしょう？

農政水産課

えっと、交通事故対策につきましては要請をしております。

議 長

はい、わかりました。他にありませんかね。どうぞ真島委員さん。

12番 真島委員

あの、すいません。こい、今は事前審査けんですよ、どっちかっていったら、こういった大きな問題は農業委員会ですね、ちょっと会長たちは行かれたかわかりませんが、農業委員会として一回現場ばですねえ、ある程度見とかんと一般の人から言われたらですねえ、あんた知らんやったとかいって。

この先こんな大っきかとは、あの、許可するとかは別問題ですよ、別問題としてですけど農業委員会として一回現地を見ておく必要があるんじゃないかなと、私は思うんですけれど。

議 長

委員さん全員でってでしょうか。

12番 真島委員

委員さん全員、農業委員会です。そう、私たちも図面上だけでしょうが。

町の人たちから言われた時に、やっぱりある程度答えんとですね、私たちもある程度の責任があると思うんで、一回現場は事前審査の時にですね、見とけば、次の本審査のときはすんなりいくと思うんですけどね。

特に、私たちは山んもんやけんが、ちょっとこっちの方は知らんけんですね。でも委員としては平等だと思えますんで、よろしくお願いします。

議 長

これは今、委員の皆さんは真島さんが言われたこの、こういう関係の事業については、全員で場所を見たいっていうような話はどうなんですかね。

(ここで、各委員でしばし意見交換があり、少し時間が経過する。)

議 長

じゃあ、ちょっと事務局はそういうことを検討してみて。 まあ、他の委員さん方も、そういった確認した方がいいということですからね。 次回からはね。

事務局

一応、今回がですね、農振除外にかかる事前の協議ということで、農振除外が下りた後についてはですね、もう一回農転がですね、申請が出た時点でもう一回ですね、審議をしていただくことになると思います。 まあ、1年後ぐらいだとは思いますが。

通常であれば、会長とですね事前に我々も回っているんですが、で、担当区の委員さんと推進委員さんについても、申請があがった時点で現地を見ていただくことになってはおります。

その他外の委員さんも、まとめてかですね、ばらばらでわかりませんが、そういう機会をちょっと設けたいということであれば、検討したいという風に思います。

議 長

その他、行けんような、他に行けんことがあれば、写真か何かを撮ってね、写真を白黒でよかけんこの資料の中に添付するすとかね。

事務局

あとはですね、申請に関する図面等にですね、今、会長が言われたように写真等付けてはどうかって話がありましたので、そこも含めて検討したいという風に思います。

議 長

はい、よろしいですよ。 はい、田淵委員さんから何かありますか。

11番 田淵委員

他の方にもお伺いしますが、一応ですよ、この事前申請が出るじゃないですか。 これは、説明に来んさつ時はですよ、どの範囲までば産振課の方から来んさつとですかね。

例えばでさい、ここは会社で、面積のこうふとかやんね。 そいばってんこの後にさい、何じゃい住宅申請とか来ってすいやんね、住宅申請も仮に1町くらいあってすいやん、その時も説明に来る？ そいは個人でせんば？

農政水産課

ええっと、私が今、あくまでも思い付きに近い形で思っておりますのは、今回の例は非常に特殊な、極めて大きい案件であると考えております。

ですので通例ですね、私がまだこの作業をさせていただいて2年も経っておりませんが、基本的に2町を超えるというのは、基本的に極めて稀ではないのかなと思っておりますので、私が考えておりますのは、やはり2町を超えたあたりからは応相談という形、農業委員会の事務局と応相談という形でいただけないかなあというところでございます。

議 長

今の、その2町というのは規定はないのでしょうか？ 県とかなんかに、例えば神埼市の農業委員会の中で2町を超えたらそういうことをしなさいよと、その規定とか内規とかあるんですか？ 面積規定は。

農政水産課

2町を超えましたらですね、県の中部農林の所管ではなく、本庁に所管が移ります。ですので、その辺を踏まえまして2町と申し上げさせていただいたところでございます。うちの内規とかそういうものではございません。

議 長

はい、そういうことですね。それでは他にご質疑ないでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終了します。

(審査採決)

議 長

議案第6号、農振除外申請に伴う事前審査について、原案のとおり承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり承認されました。

以上で、議案第6号、農振除外申請に伴う事前審査を終わります。農政水産課の方は、お疲れさまでした。

(農政水産課 退室)

(議案第7号 農地売買等特例事業関係)

議 長

次に、別冊の議案第7号をご覧ください。議案第7号、農地売買等特例事業における農地の単価設定の見直しについて議題します。事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第7号の議案書を基に説明】

では、議案第7号、農地売買等特例事業における農地の単価設定の見直しについて説明をいたします。

今回、当該事業の単価設定の見直しについては各方面からの要望があり、事務局としてもその必要性を感じた所から、調査・研究を進めてまいりました。また、先日農業委員、推進委員におかれましてはお忙しい中、意見聴取のアンケート調査にご協力いただき、ありがとうございました。

では、お手元の資料の1ページをご覧ください。この資料は、農業委員さん、推進委員さんから意見をいただいた意見の集計結果であります。結果といたしましては、①基礎単価について、②単価設定の上限・下限の単価設定についてのどちらとも安い単価の方を選択された方が多数でありました。

この結果を踏まえ、次の2ページ目が売買価格計算書（案）であります。事務局といたしましては、この案について承認いただければ、次の申請から採用したいと考えております。説明は以上です。

議 長

はい、事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議 長

ありませんでしょうか。はい、末吉副会長どうぞ。

2番 末吉副会長

2番の末吉です。この売買価格っていうのは、単価設定っていうことは、あくまで農業公社を通した売買事業をするための単価設定っていうことでしょうか？

事務局

そうです。

2番 末吉副会長

はい、わかりました。あくまでもこの単価設定をした場合については、個人間の相対でしたときには、こういうのはぜんぜんその人たちには言わないっていうことですね。

それを、ちょっと言ったらもう、いろいろ、ちょっと問題のあるけん、あくまでもこれは農業公社の、何かこれは…、言い方すればいけないけれども、ええっと、売り主の税ほう助の対象、税控除になつとの単価設定っていうことですね。

事務局

おっしゃるとおりです。

議 長

他には…、はい、國部委員さんどうぞ。

8 番 國部委員

8 番の國部ですけども、あの 2 番のところのページに、基礎単価は 6 0 0 万
ってあるばってんがら？

議 長

えっ、どこ？ 2 番ですか？

事務局

すいません、ひとケタ間違えておりました。 6 0 万です、すいません。

8 番 國部委員

おうおう、わかりました。

事務局

すいません。基礎単価 A のところが、すいません、ひとケタ間違えており
まして、6 0 0 万ってなっておりますが 6 0 万の誤りですので、すいません。
こちらの方を訂正していただきたいと思います。

議 長

ああ、わかります、ここね。みなさんも、案のところの訂正をお願いします。
ほんとだね。現状のところでは、この 6 0 万円ってところぐらい、より下
の方で動いているっていうことのようなですね。
ポイント制による加減する点については、ご理解いただけておりませでしよ
うかね。
圃場の条件などにより単価の調整をやっていきますよってことです。
この金額については、データを出していただいたところで検討していただい
たところでしたよね。この前の提案書みたいなので出していただいたことの
ね。意見を取ったやつだね。

議 長

他にありませんかね。他にご質疑ありませんでしょうか。ありませんね。
(なしの声あり)

議 長

では、質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決に入ります。議案第 7 号、農地売買等特例事業における農地
の単価設定の見直しについて、原案のとおり承認される方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。よって本案は、原案のとおり承認されました。
この制度の周知については、事務局の方で適切に行ってください。

(議案第8号 別段の面積関係)

議 長

次に、別冊の議案第8号をご覧ください。 議案第8号、別段の面積の設定について議題とします。 事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第8号の議案書を基に説明】

では、議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

農地法第3条の許可基準のうち、権利取得後の経営面積は50アール以上と、下限面積が定められておりますが、農地法施行規則により、地域の平均的な経営規模を踏まえて、新規就農を促進するため、農業委員会が別段の面積を定めることができるとなっております。

また、農業委員会の適正な事務実施として、農業委員会は別段の面積の設定、又は修正の必要性について毎年審議することとなっているため、検討した結果、脊振町において別段の面積を引続き30アールとすることを提案いたします。

理由としましては、脊振町において、現在設定する30アール未満の経営面積の農家の割合は約50%であります。

今後、高齢化などにより農家数が年々減少する中で、新規就農の受け皿を拡大し、地域の農業を維持していく必要があるため、30アールとしたいと思っております。 2ページ目に、脊振町における30アール以上、未満の農家世帯数や、遊休農地率について調査したものを検討資料として添付しております。 説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。 ご質疑ありませんか。 人数が少ないねえ、30アールでねえ…。 はい、真島委員どうぞ。

(質疑・応答)

12番 真島委員

ちょっと意味がわからなくて、ちょっと教えてください。 1ページ目の別段の面積の設定基準の中にさい、別段の面積の単位はアールとし、ここがわからんさい、10アール以上であることって、これは何ですかね？

10アール以上であることって、ちょっとこれは、あの意味が、私ちょっとわからんで…。

事務局

1反とか2反とか、反の、その区切りで…。

12番 真島委員

こい単位？ 単位ば言いよつと？ だけん3反という、30アールってあの…。

事務局

50アールとかじゃなくて、反あたりで、あの、30アールをその地域の基準といいますか、その桁で、ちょっと設定しましょうということで…。

12番 真島委員

ああ、こいはあくまで単位っていうことね。 すいません、30という数字と10という数字が出てくるもので、どっちがどうなっているのか、私がちょっといまいちわからんでですね。

事務局

設定単位がアールということと、設定は10アール以上である設定にしましょうということが、基準として設定しましょうということが…です。

議長

真島さんよろしいでしょうか。 設定が10アール以上つということですから。

12番 真島委員 (同意、うなづく)

議長

はい。 他にはありませんかね。

(はい、と同意の声あり)

議長

はい、ありがとうございます。 では、質疑なしと認め、質疑を終了します。

(採決)

議長

これより採決に入ります。 議案第8号、別段の面積の設定について、原案のとおり承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり承認されました。

この制度の周知については、事務局で適切に行ってください。

(議案第9号 空き家等に付随する農地の別段面積取扱基準の設定)

議長

次に、別冊の議案第9号をご覧ください。 議案第9号、神崎市空き家等に付随する農地の別段面積取扱基準の設定について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 【議案第9号の議案書を基に説明】

はい、では議案第9号、神崎市空き家等に付随する農地の別段面積取扱基準の設定について説明いたします。

神崎市は、空き家・空き地バンク制度により、市内の空き家等を有効活用して、神崎市への定住促進と地域の活性化を図っております。

農地の権利取得するときは、農地法第3条の規定に基づき、農業委員会の許可が必要で、その許可基準のうちの下限面積について、神崎市空き家・空き地バンク制度を基に指定した空き家等に付随する農地を、空き家等の居住者が農地として利用するために取得する場合に、特例による別段の面積を1㎡と設定し、農地の適切に管理することにより、新規就農の促進と遊休農地の発生防止などを図るものであります。

この空き家等に付随する農地の取扱いに関して必要な事項を「神崎市空き家等に付随する農地の別段面積取扱基準」として定めてよいか、ご提案させていただきます。

対象となる農地につきましては、神崎市空き家・空き地バンク制度に登録された空き家等に付随する農地であります。

空き家等に付随する農地とは、空き家等の近隣にある小規模の農地を想定し、空き家等の居住者が、この農地を効率的に耕作する場合に限り1㎡の別段面積を適用し、農地法第3条の許可申請や営農計画書等を審査、許可等するものです。

2ページから13ページは、この別段面積取扱基準（案）と申請様式などです。

2ページ目の取扱基準（案）の第3条において、空き家等に付随する農地の別段面積は1㎡と設定し、3ページの第6条において、農地の権利を取得できる者の条件を、空き家・空き地バンク制度により取得した空き家等に居住し、住民登録を行った者で、取得した農地を5年以上継続して、周辺の農地利用に影響を与えないよう耕作する者としております。

また、第5条では空き家等に付随する農地の指定までの手続き、4ページの第7条では権利取得の申請手続き、第8条では別段面積の指定解除の場合を設けて、第9条では農業委員会が許可後の農地の利用状況の調査及び指導を行うこととしております。

14ページに、空き家等に付随する農地の登録から取得までの主な申請、許可等の流れを示しております。

15ページは、佐賀県内の別段面積の設定状況であります。既に13市町が空き家対策と連携して実施してあります。

神崎市においても、佐賀県農業会議や近隣市町より、その取組みを参考といただきながら、吉野ヶ里町と共に内容を検討いたしました。

16ページでは、空き家等に付随する農地のイメージとして、イラスト例をあげております。

その他、17ページより根拠法令等や、国土交通省が公表した農地付き空き家についての推進資料を添付しております。説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。 ん？ 事務局まだ何かありますか。

事務局

すいません。 長々と申しあげましたが…。

あらためて言いますと、神崎市において空き家等バンクというものがありまして、もう家族とかが全然いない、住む者がいない家等を登録して、そこに住みたい方を募集してですね、取次ぎを行うというような制度が企画課で行われております。

それで、その家の付近にですね、田んぼとか畑とかちょっとした農地が付随している場合があるんですけども、そう言った農地についてもですね、3条の申請では、面積要件がありますので、5反以上とか、脊振なら3反以上とか、その無いような方が農地を取得することができないということになってしまいますので、まあ、適切な管理とか、そういうのが、小規模な農地でもですねしていただきたいということで、この取扱制度に基づいて、空き家等バンクの設定された家と同時に周辺の農地を取得することができるその面積を、最低でも1㎡以上あればいいよという風な面積の設定についての制度というようになっております。 以上です。

議 長

わかってもらえました？ 要は、家の横に付随している小さい畑とか土地があれば、その新しく来られた方が、それをそのまま使っていいですよっていう話やろ？ はい中原委員さん。

(質疑・応答)

6番 中原委員

今までは無かったろう… (発言あるも、マイク未使用で録音できず)

事務局

田畑じゃなければ買えますので、雑種地とかそういう形になってなかったんじゃないかと思えますけど。

あくまでも3条の規定がありますので、経営規模が5反以上とか3反以上とかなないと農地の取得はできないと。 ただし、それをあまり広げるのも問題があるということなので、この空き家等バンクに登録された家についてはですね、そういう手続きを踏めば取得できるという風なですね。

6番 中原委員

空き家バンク等かに登録されとらんぎんた、その家に付随して農地のあったとしても購入できんってことですかね。

事務局

買われんっということですよ。

議 長

買われない。できない？

事務局

はい、そういうことです。

議 長

じゃあ、空き家バンクを経由して買えばいいっていうこと？ そういうことよね？

事務局

はい、そうです。

議 長

そういうことね。 はい、末吉さんどうぞ。

2番 末吉副会長

空き家バンクと共に買えばいいっていうことよ…（発言あるも、マイク未使用で録音できず）

現地場確認してね、こいはよかろう、こいは周りに農地のあつて圃場のよかけん、担い手に委ねってんこと…（発言あるも、マイク未使用で録音できず）

1 2番 真島委員

よかですか、真島です。 1㎡以上っていうことですけど、じゃあ、上限は？

2番 末吉副会長

（冒頭はマイク未使用で録音できず） 家のそばとか集落内の小さか農地のことば想定しとって説明のあつて…（発言あるも、マイク未使用で録音できず）

1 2番 真島委員

でも、上限は？ 例えば畑に4反も5反もあつた場合どがんすつととか、上限ば作つとかんばじゃなかと…（発言あるも、マイク未使用で録音できず）

3反、5反持つとつてもさい、農業せんごたモンもおつもんね。そして上限決めとかんぎさい…（？）3反も4反も持つとつて、そいばほつたらかしつてさい…（発言あるも、マイク未使用で録音できず）

2番 末吉副会長

そいけんがさい、空き家等付随の農地でさい、農地を取得したないさい、農業委員会がよ、農地の利用状況の調査及び指導を行うつてなつとろう…

（発言あるも、マイク未使用で録音できず）

議 長

そうですね。

1 2 番 真島委員

そいけん、決めとつとはですよ、1 m²っていうのは最低限度でしょう？ 上はないのかなって思ってね。

1 1 委員 田淵委員

あの、田淵ですけど、こいは空き家バンクやんね。 そんないさい、既に家ば解いちゃつとこは？

議 長

ああ、土地だけの、土地だけのあれ？ それは空き家バンクにならんやろうね。

1 1 委員 田淵委員

そいは空き家バンクにならん？ うちにき何か話しのあいよっもんね。 そいば借りたばってん、畑(?) どがんじゃい買わんようにしたて。 うーん、何のことやったかなあ。

議 長

うん、事務局は、どう…。

(他委員より、空き家バンク登録についても質問がある)

事務局

まあ、申請をしてですね、企画課の方で審査がありますので、そこが問題なければ、登録がですね、一応、空き家等バンクで登録されている方で希望される方というのをですね、また、この別段面積の設定をですね。 登録ですね。

議 長

えっと、そこに、空き家バンクで買ったそこの横に農地がついていますよと。 そんときにするときに、空き家に入るといふ条件が付くわけやろ？ 付かないの？ 付くわけやろ。

(空き家バンク申請から登録までの期間について質問がある)

事務局

まあ、すぐにできるかどうかは確認しなければなりませんけど…。
まあ、ちょっと、企画課の方に確認しておきます。

5 番 八谷委員

(添付資料を見ながら) 制度はですよ、空き家空き地バンク制度ですね。 空き地も、家解いつととでん空き地でも登録よかとやなかと？

(各委員で、添付資料の空き家空き地バンク制度実施要綱を確認されている。)

議長

そうですか。空き地で書いてある？ 説明に書いてある、中に？

5番 八谷委員

そう。 添付資料の要綱にですよ。

(各委員で実施要綱を確認される。)

議長

空き地はどがんね？ 空き家を解体すると土地ついてるやつ、ここに新しく家を建てますよというその条件があるわけ？ それとも、ただ空き地だけで買えるの？

(取得条件を実施要綱で確認する。)

議長

そこに住むことということやろ。

(各委員同士で実施要綱を確認される。)

議長

あの、事務局、次回の時までには調べてきて。 きちんとね。

事務局

一応、議案書の1ページの内容の真ん中辺りのところで、神崎市空き家・空き地バンク制度に登録された空き家等に付随する農地、という風にしておりますので、その空き地に家を建てててですね、そこに住むというのが、いけるのかどうか確認したいと思います。

議長

委員さん、さっきのはですね、事務局できちんと担当課に聞いて確認し、はっきりしたことを次回に報告するようにします。

(委員より過疎対策、定住促進対策の一環として取り組むという発言あり。)

議長

そうですね。 だんだん過疎にないよっけんですね、定住対策とか、制度を国がも認めていきよっけんですね。

(委員より遊休農地の発生防止として取り組むべきという発言あり。)

議長

はい、ありがとうございます。 他に質疑ありますか？ よろしいですか。 ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長

それでは、質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決に入ります。 議案第9号、神崎市空き家等に付随する農地の別段面積取扱基準の設定について、原案のとおり承認される方の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長

全員賛成であります。 よって本案は、原案のとおり承認されました。
この制度については、まあ、次回に確認したことを説明していただくようにして、この制度の周知については、事務局で適切に行ってください。

(報告第1号 農地法第18条第6項の通知関係)

議 長

次に、別冊の報告第1号をご覧ください。
報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認について報告します。
報告書の1ページの受付番号1番から3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 【報告第1号、報告書を基に説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明します。
農地法第18条第1項ただし書きの第1号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、受理したものをご報告します。
1ページに記載の受付番号1-3番につきましては、農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約です。 説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。 何かご質疑ありませんか。
(質疑・応答)

議 長

はい、よろしいですね。
(異議なしの声あり)

議 長

はい、無いようですので、報告第1号については報告のとおりです。

(追加議案第1号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の制定)

議 長

次に、別冊の追加議案第1号をご覧ください。

追加議案第1号、神崎市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 【追加議案第1号の議案書を基に説明】

農地等の利用の最適化の推進に関する指針について説明いたします。

農業委員会等に関する法律の改正法の施行により、農業委員会においては、農地等の利用の最適化の推進が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられました。

そして、法において、農地等の利用の最適化の推進に関する目標及びの推進の方法を、農地等の利用の最適化の推進に関する指針として定めることとなっておりましたので、農業委員会は、佐賀県の「農林水産業・地域の活力創造プラン」に合わせて令和5年、2023年度を目標とし、佐賀県農産課、佐賀県農業会議等の指導、助言を受け、神崎市の「農業経営基盤強化に関する基本的な構想」等と関連して、平成28年度、2016年度に指針を作成いたしました。

指針は、委員の改選期に見直しを行うとしておりましたので、耕地面積等の地域の農業情勢の変化や神崎市の基本的な構想等と関連して、委員の意見をお伺いして、改正したいと思います。

神崎市農業委員会の農地等の利用の最適化の推進についての最大の目標として、指針に以下のことを掲げたいと思います。

- 1 担い手への農地利用集積目標 農地の集積率90%以上
- 2 遊休農地の解消目標 遊休農地率1%以下

今回、指針を見直し後は、神崎市のホームページ等で公表することとしております。説明は、以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

(質疑・応答)

議長

ええっと、何もありませんか。

まあ、委員が変わって、ここ数年の実績が変わったところの見直しされても、目標は最初と一緒に推進するということだと思います。 ですよ。

事務局

そうでございます。国が調査されています神崎市の耕地面積の減少傾向が、28年度の頃よりは緩やかになっているので、それに併せて令和5年度の担い手への農地利用集積目標面積と、遊休農地の解消面積を調整したところですが、目標は同じで変えておりません。

新規就農者も、将来目標は20名ほどとなるような今の実績ですので、そこをきちんと押さえた上で見直しております。

議 長

はい、そのような説明でした。 皆さん、よろしいということでしょうか。
(異議なしの声あり)

議 長

ありがとうございます。 それでは質疑なしと認め、質疑を終了します。
(採決)

議 長

これより採決に入ります。 追加議案第1号、神崎市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、原案のとおり承認される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございます。 全員承認であります。 よって本案は、原案のとおり承認されました。 で、いいですね。

議 長

それでは長時間でしたが、以上で、本総会に付議された議案の審議は、全て終了しました。

これをもちまして、令和2年 第3回神崎市農業委員会総会を閉会します。
ご審議ありがとうございました。

11時00分 閉 会